

建設リサイクル法の施行準備状況について

建設リサイクル法については、公布の日（平成12年5月31日）から、基本方針等については6ヶ月以内、解体工事業者の登録等については1年以内、分別解体等及び再資源化等の義務については2年以内の施行が規定されており、基本方針等の部分については平成12年11月30日から施行されているところである。

また、建設工事に係る資材等の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）により、分別解体等及び再資源化等の義務の対象となる特定建設資材として

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

が指定されたところである。

さらに、法第3条第1項の規定に基づく基本方針の制定、公表が行われたところである（平成13年1月17日官報掲載：概要別紙）。

今後、解体工事業者の登録等に関する規定について平成13年5月からの施行を予定しており、現在、国土交通省では「解体工事業に係る登録等に関する省令」の試案のパブリックコメントを実施する等順次施行準備を進めているところである。



-
-
-
-
-
-

[illegible]

-
-
- CCA
-